

稚内市地域公共交通活性化協議会幹事会設置要綱の一部改正について

稚内市地域公共交通活性化協議会幹事会設置要綱の一部を次のように改正する。

第3条第3項の次に次の1号を加える。

(4) 「市民又は利用者の代表」を加える。

附 則

この規約は、令和3年7月1日から施行する。

令和3年6月17日

稚内市地域公共交通活性化協議会
会長 川野 忠 司

稚内市地域公共交通活性化協議会幹事会設置要綱新旧対照表（下線が変更箇所）

新	旧
<p>○稚内市地域公共交通活性化協議会幹事会設置要綱</p> <p>第1条～第2条 〔略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 幹事会の構成員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 公共交通事業者</p> <p>(2) 学識経験者</p> <p>(3) 関係行政機関の職員</p> <p><u>(4) 市民又は利用者の代表</u></p> <p>第4条～第7条 〔略〕</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和3年7月1日から施行する。</p>	<p>○稚内市地域公共交通活性化協議会幹事会設置要綱</p> <p>第1条～第2条 〔略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 幹事会の構成員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 公共交通事業者</p> <p>(2) 学識経験者</p> <p>(3) 関係行政機関の職員</p> <p>【新設】</p> <p>第4条～第7条 〔略〕</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和3年7月1日から施行する。</p>

稚内市地域公共交通活性化協議会幹事会設置要綱

(設置)

第1条 稚内市地域公共交通活性化協議会規約（以下「協議会規約」という。）第13条第1項及び第2項の規定に基づき、稚内市地域公共交通活性化協議会幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会規約第5条各号に掲げる事項について、協議又は調整を行う。

(組織)

第3条 幹事会の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 公共交通事業者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市民又は利用者の代表

(役員)

第4条 幹事会に、次の役員を置く。

- (1) 幹事長 1名
 - (2) 副幹事長 1名
- 2 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総括する。
- 3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長が不在の時は、幹事長の職務を代理する。
- 4 役員は、構成員の互選により選出する。

(会議)

第5条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は幹事長が招集し、議長となる。

- 2 会議の内容が軽微な場合、又は会議を開催することが困難な場合は、文書による会議とすることができる。
- 3 会議の結果等については、協議会に報告するものとする。

(庶務)

第6条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、幹事会の運営等に関し必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。